

平成 28 年 4 月 1 日

医療法人社団慶北会
花田病院 リハビリテーション科

当院の疾患別リハビリテーション施設基準について及び
リハビリテーション選定医療特別料金についてのお知らせ

□当院の疾患別リハビリテーション施設基準は以下のとおりです。

- 心大血管等疾患リハビリテーション料 (I)……………算定日数上限※ 150 日
受理番号 (心 I) 第 43 号 平成 22 年 8 月 1 日 1 単位※205 点
- 運動器リハビリテーション料(II)……………算定日数上限※ 150 日
受理番号 (運 II) 第 391 号 平成 19 年 4 月 1 日 1 単位 170 点

※算定日数上限……障害・疾患になった日を障害日・疾患日とし、そこから疾患別に設定された規定の日数を算定日数上限とする

※1 単位 20 分間のリハビリテーションを施行

□疾患別リハビリテーションには以下の制限があります。

- 1 日 6 単位を上限とする
- 算定日数上限を超えて疾患別リハビリテーションを行なう場合は月 13 回以内に限り算定可能
(医師がリハビリの効果があると認めた場合は例外)
- 介護保険をお持ちの方は、介護保険でのリハビリテーションへの移行が必要

□選定医療特別料金について

選定医療とは、患者様が自ら希望して選定し、特別の費用負担をすることで受けられる追加的な医療サービスのことです。患者様の希望により、選定医療特別料金をお支払いいただく事で上記制限を越えて疾患別リハビリテーションの施行が可能となります。料金は以下のとおりです。

- 心大血管等疾患リハビリテーション料 (I)……………2,050 円
- 運動器リハビリテーション料(II)……………1,700 円

なお、この選定医療特別料金徴収にあたってはあらかじめ患者様・ご家族へ明確に説明を行ない、同意の署名・捺印を受けてから行います。

その他ご意見・ご質問等ありましたら、お気軽に機能訓練室スタッフまでお尋ねください。